定　　款

第1章 総　　則 3
第1条 （商号） 3
第2条 （目的） 3
第3条 （本店の所在地） 3
第4条 （機関） 3
第5条 （公告方法） 3
第2章 株　　式 3
第6条 （発行可能株式総数） 3
第7条 （自己株式の取得） 3
第8条 （単元株式数） 4
第9条 （単元未満株式についての権利） 4
第10条 （単元未満株式売渡請求） 4
第11条 （株式取扱規程） 4
第12条 （株主名簿管理人） 4
第3章 株主総会 4
第13条 （招集） 4
第14条 （定時株主総会の基準日） 4
第15条 （招集権者および議長） 4
第16条 （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 4
第17条 （決議方法） 4
第18条 （議決権の代理行使） 5
第19条 （議事録） 5
第4章 取締役および取締役会 5
第20条 （員数） 5
第21条 （選任および解任方法） 5
第22条 （任期） 5
第23条 （代表取締役および役付取締役） 5
第24条 （執行役員） 5
第25条 （取締役会の招集権者および議長） 5
第26条 （取締役会の招集通知） 5
第27条 （決議方法） 6
第28条 （取締役会の決議の省略） 6
第29条 （取締役会の議事録） 6
第30条 （取締役会規程） 6
第31条 （相談役および顧問） 6
第32条 （報酬等） 6
第33条 （取締役の責任免除） 6
第5章 監査役および監査役会 6
第34条 （員数） 6
第35条 （選任および解任方法） 6
第36条 （任期） 6
第37条 （常勤の監査役） 7
第38条 （監査役会の招集通知） 7
第39条 （監査役会の議事録） 7
第40条 （監査役会規程） 7
第41条 （決議方法） 7
第42条 （報酬等） 7
第43条 （監査役の責任免除） 7
第6章 会計監査人 7
第44条 （選任および任期） 7
第45条 （報酬等） 7

定　　款

第46条　（会計監査人の責任限定契約）　8
第7章　計　　算　8
第47条　（事業年度）　8
第48条　（期末配当金）　8
第49条　（中間配当金）　8
第50条　（配当金の除斥期間等）　8

定　　款

第1章　総　　則

第1条（商号）

当会社は、株式会社ニチリョクと称し、英文では、NICHIRYOKU CO.,LTD.　と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1)墓地および納骨堂の建設、販売及び運営管理
(2)各種祭祀の企画および請負
(3)石材製品の設計、製造、販売および施工
(4)仏壇、仏具の販売
(5)葬祭に関わる贈答品の販売
(6)石材の採掘及び販売
(7)各種工業製品の塗膜および塗装
(8)不動産の販売、仲介、貸付および土地造成
(9)保養、療養施設の企画および運営
(10)乗用車両、船舶の販売および貸付
(11)飲食店の経営および食品類の販売
(12)医療器具および医薬品の販売
(13)電気製品の販売
(14)葬斎場および火葬場の運営
(15)生命保険、損害保険の代理業
(16)一般貨物自動車運送事業
(17)介護、福祉関連サービス業
(18)医療、介護、福祉、住宅、保健、衛生、就業、経営、葬儀・お墓および仏壇購入資金、遺言作成、資産運用に関するコンサルタント業
(19)パソコン教室・カルチャー教室の運営、各種セミナーの開催、機関誌の発行およびグループ旅行の企画・斡旋
(20)コンピューターソフトウェアの開発・販売、パソコンおよび情報周辺機器の販売・リース業
(21)建築工事・土木工事の施工（請負）
(22)消臭液および健康補助液の製造・販売
(23)産業廃棄物の収集及び運搬
(24)上記各号に附帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1)取締役会
(2)監査役
(3)監査役会
(4)会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章　株　　式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)会社法第189条第２項各号に掲げる権利
(2)会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
(3)株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4)単元未満株式の売渡しを請求する権利

第10条（単元未満株式売渡請求）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

2.前項の規定による請求をした単元未満株主は、当会社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

第3章　株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第14条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2.取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第19条（議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章　取締役および取締役会

第20条（員数）

当会社の取締役は、10名以内とする。

第21条（選任および解任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第22条（任期）

取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

第23条（代表取締役および役付取締役）

当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長１名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第24条（執行役員）

取締役会の決議によって執行役員をおくことができる。

第25条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ指名された取締役が招集し、議長となる。

2. 第1項により指名された取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

定　　款

第27条（決議方法）

当会社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

第28条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第29条（取締役会の議事録）

取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第30条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第31条（相談役および顧問）

取締役会の決議によって相談役および顧問を置くことができる。

第32条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第33条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第5章　　監査役および監査役会

第34条（員数）

当会社の監査役は、４名以内とする。

第35条（選任および解任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

4. 法令又は本定款の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

第36条（任期）

監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主

総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

3. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第37条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第38条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第39条（監査役会の議事録）

当会社の監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第40条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。

第41条（決議方法）

当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の他、監査役の過半数をもってこれを行う。

第42条（報酬等）

当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第43条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章　　会計監査人

第44条（選任および任期）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第45条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

定　　款

第46条（会計監査人の責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章　計　　算

第47条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

第48条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第49条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第50条（配当金の除斥期間等）

期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

第3条（本店の所在地）の変更は、2021年6月28日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は第3条の定款変更の効力発生をもって、これを削除する。